

「JNLA 登録の一般要求事項（第 21 版）」改正要旨

2020 年 2 月 18 日
認定センター製品認定課

1. 改正目的

産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の施行に伴う試験証明書の発行等に係る規定の見直し。その他、運用等の変更に伴う規定の見直し。

2. 主な内容

- ◆ 産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の施行に伴って、試験証明書の発行等に係る規程等を変更。
- ◆ 試験所の移転については変更届の対象から削除し、登録更新の申請に変更。
- ◆ 標章を付していない登録範囲外の試験証明書について、JNLA で登録されている旨の表記を含めることができる規定を削除。
- ◆ APLAC TC 004 が廃止されたことに伴って、APLAC TC 004 及び関連する附属書 A（参考）JNLA の試験結果の規格への適合性の表明に関する指針を削除。
- ◆ 登録の一般要求事項であるため、各要求事項から ISO/IEC 17011 に関する内容を削除。